

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:建設部河川課 No.004

処 分 名	工作物の新築等の許可
処 分 の 概 要	河川区域内の土地等における工作物の新築等に関する規定
根拠法令等・条項	河川法（昭和 39 年 7 月 10 日法律第 167 号）第 26 条第 1 項 河川法施行規則（昭和 40 年 3 月 13 日号外建設省令第 7 号）第 15 条
審 査 基 準	①治水上又は利水上支障が生じないこと ②他の工作物に悪影響を与えないこと ③河川における一般的な自由使用を妨げないこと ④河川及びその周辺の土地利用の状況、景観その他自然的社会的環境を損なわないこと
標準処理期間	申請があるときでも年度内に数回程度であり、設定しません。
設定年月日	最終改正：平成 31 年 4 月 1 日
申請時期	随時
申請方法	本庁 4 階河川課窓口への提出
備 考	

■河川法

第二十六条 河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川の河口附近の海面において河川の流水を貯留し、又は停滞させるための工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者も、同様とする。

■河川法施行規則

第十五条 工作物の新築等に関する法第二十四条又は第二十六条第一項の許可（水利使用に関するもの又は法第二十六条第一項の許可を受けることを要しない工作物の新築若しくは改築に関する法第二十四条の許可を除く。）の申請は、別記様式第八の（甲）及び（乙の4）による申請書の正本一部及び別表第二に掲げる部数の写しを提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。

- 一 新築等に係る事業の計画の概要を記載した図書
- 二 縮尺五万分の一の位置図
- 三 工作物の新築又は改築に係る土地の実測平面図
- 四 工作物の設計図（工作物の除却にあつては、構造図）
- 五 工事の実施方法を記載した図書
- 六 占用する土地の面積計算書及び丈量図
- 七 河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地において新築等を行う場合又は河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する工作物について改築若しくは除却を行う場合にあつては、当該新築等を行うことについて申請者が権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分であることを示す書面
- 八 新築等に係る行為又は事業に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面
- 九 その他参考となるべき事項を記載した図書